

令和7年度事業計画

我が国では、総人口が減少し65歳以上の者が増加することにより、高齢化率は上昇を続けています。令和6年版高齢社会白書において高齢化率は29.1%に、75歳以上人口は16.1%に達しており、高齢化率は令和19年には33.3%に、令和52年には38.7%に達すると推計されています。人生百年時代を迎え、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が強く求められているところです。

我が国の経済状況は、景気は緩やかな回復が続いているものの、海外景気の下振れ、物価上昇、アメリカの政策動向等の影響に十分注意が必要となります。

一方、岐阜労働局令和7年3月4日発表の令和7年1月分の有効求人倍率は、1.51倍であり、求人が求職を上回って推移しているものの、雇用情勢は弱含み傾向となっています。また、改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律は、企業に70歳までの就業機会確保の努力義務を課しています。これらは、会員の入退会、高年齢化、就業の場の確保・拡大に大きな課題となり、本年度も厳しい環境が続くものと予想されます。

このような中、会員の高年齢化の進行を踏まえ、より長く無理なく働いていただける「生涯現役を目指した就業機会の創出」、また、女性を対象にした広報の取り組みや新たな職域の開拓など魅力的なセンターをアピールして、イメージアップと会員拡大につなげていくことが求められています。

当センターは、「就業機会の確保・提供」「会員の増強」「雇用による就業機会の提供の推進」「安全就業の確保と適正就業の遵守」「財政基盤の確立」及び「フリーランス新法への対応に伴う契約方法の見直し」を重点課題と捉え、地域社会に密着した事業運営に努め、令和7年度の事業目標を次のとおりとします。

事業目標

(請負)

項目 \ 年度	令和6年度 目 標	令和6年度 実 績	令和7年度 目 標
会員数	700人	622人	634人
就業率 就業実人員/会員	86.0%	73.5%	78.8%
就業実人員	600人	457人	500人
受注件数	1,600件	1,390件	1,600件
契約金額	160,558千円	171,803千円	181,657千円
就業延人員	54,000人日	48,856人日	54,000人日

(派遣事業)

項目	年度	令和6年度 目標	令和6年度 実績	令和7年度 目標
会員数		170人	193人	230人
就業率 就業実人員/会員		90.0%	89.1%	78.2%
就業実人員		153人	172人	180人
受注件数		40件	43件	50件
契約金額		114,120千円	99,597千円	120,000千円
就業延人員		16,000人日	16,143人日	17,000人日

この事業目標の達成とセンター事業の更なる充実のため、基本方針及び事業実施計画を以下のとおり定めます。

1 基本方針

- 1) 就業機会の確保・提供
- 2) 会員の増強
- 3) 雇用による就業機会の提供と推進
- 4) 安全就業の確保と適正就業の遵守
- 5) 就業に必要な知識や技術・技能を習得するための講習会の開催
- 6) 調査研究
- 7) 社会参加活動の推進
- 8) 財政基盤の確立
- 9) フリーランス新法への対応に伴う契約方法の見直し

2 事業実施計画

1) 就業機会の確保・提供

センターを取り巻く環境は依然厳しい状況が続いており、センターの果たす社会的意義と役割について市民の皆さまからの理解を得ることにより、会員の多様な要望に応える就業機会の拡大が必要となっています。就業機会の開拓は受け身の姿勢ではなく、センター関係者全員により事業内容や活動状況を理解することにより、積極的にPR活動の推進をすることが必要です。したがって、今年度も引き続き様々な啓発活動を計画・実施していきます。

- ① 市広報紙の折り込みとして発行する「シルバーかかみがはら」を有効的に活用することにより、就業開拓につなげてまいります。
- ② ホームページを最大限に活用し、就業開拓につながる内容等を市民の皆さまにシルバー人材センター事業の浸透を図ります。

- ③ 「啓発チラシ」を作成し、イベント会場等での配布を効果的に実施します。
- ④ 各種イベント、講座の開催案内を市広報紙の折り込みや自治会回覧等を有効に活用して、市内各世帯にPRします。
- ⑤ 役職員等による、企業・一般家庭に対するパンフレット等による啓発活動を実施します。

2) 会員の増強

会員の増加と就業先・契約金額の確保は正比例するものであります。就業依頼があっても就業できる会員がいなければ、センターの信頼を損なうことになりかねず、どちらが欠けても支障が出ることとなります。コロナ禍による会員数の減少は止まった感じがあるものの、まだまだ厳しい状況が続く中、令和7年度からの全シ協の「純増10万人超計画」に基づき、新たな目標の達成を目指して、今年度も組織を挙げて全力で会員の増強に努めます。

① 広報活動の推進

市広報紙への説明会日程や事業の掲載、公共施設等へのチラシ・ポスターの掲示、イベント時の広報活動やホームページを有効活用してセンターを紹介し、理解と協力を得ることによって会員拡大を図ります。

新規入会者の増員を図るため、「シルバーかかみがはら」や「会員大募集ちらし」を発行し、新たな会員拡大に積極的に取り組んでいきます。

② 「会員による一人一会員入会」運動の推進

会員による配偶者や友人・知人等の紹介は確実な会員増強手段であり、今年度も会員の協力を得て、「一人が一人の仲間を増やそう」を合言葉に「会員による一人一会員入会」運動の推進を図ります。

③ 女性会員の拡大

事業を更に活性化させるためには、女性会員の活躍が非常に重要です。特に団塊の世代以降では、職業経験を有する女性も多いことから既存の職域の仕事内容を分析することにより、女性会員向けの職域の拡大、ワークシェアリングの推進等による就業先の確保等、受入体制の整備に努めます。

また、いきいき活躍する女性会員の活動を周知して会員数の増加につなげるため、女性委員会の活動等を通して、女性会員同士の更なる情報共有及び連携強化を図ります。

3) 雇用による就業機会の提供と推進

「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の範囲で、請負・委任になじみにくい仕事の依頼に対してもそのニーズに応じて、適正就業ガイドラインに沿って適正に受注し、雇用による就労の機会の提供に努めます。

① 労働者派遣事業への取組強化

県連合会と連携して、事業の拡大に意欲的に取り組んでいきます。また、適正就業ガイドラインに沿って発注者への理解を得るとともに、派遣労働を希望する会員を対象に積極的に事業への取組強化を図ります。

② 職業紹介事業の推進

職業紹介事業の有効活用により、様々な求人の要請に対応できる体制を作ります。

4) 安全就業の確保と適正就業の遵守

シルバー人材センターの事業運営を遂行する上で、会員の「安全就業の確保と適正就業の遵守」は、欠くことの出来ない大変重要な案件です。

これらを遂行していくため、組織を挙げて就業中及び就業途上での事故防止に向けて、会員一人ひとりの意識の高揚を図ることを目的に周知啓発と就業現場における安全確認と安全対策の徹底に努めます。

今年度も高齢法に定められているシルバー事業の理念及び仕組みについて会員及び発注者に周知徹底を図るとともに、シルバー派遣事業への対応も含めて就業の適正化を推進します。

以上のことを踏まえて、次の諸事項を計画・実施していきます。

① 安全・適正就業委員会の開催

② 安全・適正就業パトロールの実施

③ 安全講習会の開催

④ その他、所期の目的を達成するための対策の計画・実施及び必要かつ適切な講習会等への参加

5) 就業に必要な知識や技術・技能を習得するための講習会の開催

地域の高齢者に適した仕事があっても、それを行うための知識や技術・技能が無ければ実際に就業に結び付けることができません。様々な発注者からの多種多様な期待に十分に答えられるように、以下の講習会を開催し、会員の資質向上と就業機会拡大につなげます。

① 知識習得のための講習会

「子育て支援事業」や「高齢者ごみ出し支援事業」など、利用者に十分なサービスが提供できるような講習会を開催します。

② 就業技術向上のための講習会

技術を要する就業について、会員一人ひとりが現状に満足することなく、更なる技術の向上につながる講習会を開催します。また、県連合会主催の講習会も積極的利用に努めます。

- ③ その他、地域からの要望や時代の要請に適応した就業に必要な講習会を随時企画し、開催していきます。

6) 調査研究

シルバーを取り巻く環境の変化に柔軟に適応したものとするため、高齢者・一般市民・事業所等に対し、高齢者の就業に対する意識の変化や就業実態に関する調査、シルバー人材センター事業の評価調査、高齢者の健康づくりの調査などを実施し、その結果を分析し、事業運営に反映するよう努めます。

7) 社会参加活動の推進

就業だけに限らず、広く社会活動に参加を希望する会員のために、「出来ること」を「出来る範囲」で行うボランティア活動の実施や各種行事への参加を推進します。

「福祉フェスティバル」、「川と海のクリーン大作戦」、「各務原マーケット日和」などのイベントに、センターのPRを目的に参加し、市民とのふれあいの場が持てるような機会を積極的に設けます。

8) 財政基盤の確立

財政基盤の確立を目指し、国や市の補助金に依存しすぎないように、事務費収入等自主財源の確保を着実に図るとともに、今後もより一層、事務効率化を進め、経費節減に努めます。

9) フリーランス新法への対応に伴う契約方法の見直し

令和6年11月施行のフリーランス新法に的確に対応するため、契約方法の見直しを進めていきます。システム対応の時期、公共及び民間発注者の承諾、会員への周知、インボイス制度の段階的な経過措置、県内の状況などを総合的に勘案して、令和8年4月からの新たな契約方法への移行に向けて準備します。

また、この機会に業務のデジタル化を一気に進めていきます。このため、会員のデジタルリテラシー向上のための取り組みに努めます。